

令和 8 年 2 月 吉 日

各 位

東旭川農業協同組合  
代表理事組合長 畠山 義裕

## 店舗統廃合のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当JAをご利用いただき、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当JA豊田支所については、かねてより今後のあり方について協議・検討を重ねてきた経過にございますが、地域住民の減少が進む中、JA経営の健全化・合理化を図るため、令和8年4月17日（金）をもって「豊田支所」を廃止し「本所」に統合することになりました。

長年にわたり「豊田支所」をご愛顧いただき深く感謝申し上げます。

今後とも、より一層のサービスや情報提供等、地域のお客様のお役に立てるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、豊田支所で貯金関係をご利用いただいているお客様につきましては、今後のお取引店舗を「本所」へ移行させていただきますのでご了承ください。

敬具

記

### 統廃合する店舗

	廃止店舗 (令和8年4月17日まで)	統合先店舗 (令和8年4月20日以降)
店舗名(店番号)	豊田支所 (003)	本 所 (001)
住所	〒078-1272 旭川市東旭川町豊田 309 番地	〒078-8261 旭川市東旭川南1条5丁目8番22号
電話番号	0166-76-2815	0166-36-2111

以上

【本件にかかるお問い合わせ先】  
東旭川農業協同組合 本所 金融共済課（貯金担当）  
電話番号：0166-36-2111

## 1. 貯金通帳をお持ちのお客様へ

お持ちの貯金通帳は引き続きご利用いただけます。

また、一部のお客様につきましては口座番号が変更となる場合がございますので、対象となるお客様には別途ご連絡いたします。

お取引先からの振込がある際には、大変お手数をおかけいたしますが、お客様からご依頼人様へ振込先店舗名変更のご連絡をお願い申し上げます。

## 2. キャッシュカードをお持ちのお客様へ

現在ご利用中のカードは引き続きご利用いただけます。

※口座番号が変更となるお客様につきましては、新しいカードを再発行いたします。

新カードがお手元に届くまでは、現在お持ちのカードを引き続きご利用いただけます。

新カードを一度ご利用していただくと旧カードが使用不可となりますので、安全にご利用いただくためにも、新カードをご利用後に旧カードを処分していただくことが望ましいです。旧カードの処分につきましては、ご裁断のうえ処分されることをおすすめいたします。

## 3. 貯金証書をお持ちのお客様へ

お持ちの貯金証書は引き続きご利用いただけます。

## 4. 給与受取口座を指定しているお客様へ

大変お手数をおかけいたしますが、お客様からお勤め先へ振込先店舗名変更のご連絡とお手続きが必要になります。

変更のお手続きを令和8年4月20日（月）以降、令和8年5月29日（金）までにお願い申し上げます。

## 5. 公共料金・各クレジットの自動振替を指定しているお客様へ

J Aから各関係機関へ届出をいたしますので、お客様による変更手続きはございません。

## 6. 年金受取口座を指定しているお客様へ

以下の年金を受給されているお客様につきましては、J Aから各関係機関に届出をいたしますので、お客様による変更手続きは必要ございません。

- ①旧国民年金・厚生年金、②旧国民短期、③旧船員保険、④新国民年金・厚生年金、⑤支援給付金、⑥労災年金、⑦農林漁業団体職員組合年金（農林年金）、⑧農業者年金基金（農業者年金）、⑨国家公務員等共済組合連合会、⑩公立学校共済組合年金、⑪企業年金連合会年金、⑫市町村職員共済組合年金、⑬地方職員共済組合年金、⑭札幌市職員共済組合年金、⑮私学共済事業年金

上記以外の年金を受給されているお客様につきましては、大変お手数をおかけいたしますが、お客様による変更手続きを令和8年4月20日（月）以降、なるべくお早めにお願い申し上げます。

## 7. インターネットバンキングを利用しているお客様へ

お客様による変更手続きはございませんが、お取引の一部が下記のとおり休止となりますのでご注意ください。

取引内容	休止期間
新規登録・登録変更	令和8年3月19日（木）～令和8年4月17日（金）
解約	令和8年4月3日（金）～令和8年4月17日（金）
振込・振替	令和8年4月17日（金）午後3時～令和8年4月18日（土） ※令和8年4月18日（土）を跨ぐ振込・振替の予約もできませんのでご注意ください。